

# 看護専攻科生への支援制度について

## (1) 修学支援制度

令和2年度より、専攻科生へ「修学支援制度」が創設されました。

対象：①住民税非課税世帯（年収目安270万円未満）

②それに準ずる世帯（県民税所得割額と市町民税所得割額の合算値が85,500円未満・年収目安380万円未満）

※年収目安は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合です。実際は、世帯の状況によって変わってきますので、課税所得証明書等でご確認ください。

給付額（本校の場合）：

①非課税世帯 月額35,000円（月額の授業料へ充当）  
奨学給付金として年額38,100円

②それに準ずる世帯 月額17,500円（月額の授業料の半額へ充当）

## (2) 学校納付金軽減補助金（けいげん）

対象：非課税世帯・生活保護世帯等

給付額：上限9,900円（月額の教育充実費へ充当）

## 注意事項

※令和2年度の参考値であり、変わる場合があります。

※返済不要です。

※申請が必要です（申請時期になりましたら、学校より案内します）。

※支援金は、学校が学生本人に代わって受け取り、毎月の対象学費（授業料・教育充実費）に充てますが、奨学給付金は保護者へ直接給付されます。